㈣　教育環境の質的な向上を図る整備 (1)・(2)　［略］ (3)　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部科学省令第十一号）第五十六条（同令第七十九条、第七十九条の六第一項及び第二項並びに第百八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒等を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校（いわゆる学びの多様化学校）又は、夜間その他特別な時間において授業を行う学校（いわゆる夜間中学）の用に供するための既存施設の改造事業 (4)　屋外空間を様々な体験活動の場として活用するための屋外教育環境施設の整備に関する事業 (5)　太陽光発電設備の導入などの環境を考慮した学校施設の整備に関する事業 (6)　校内通信ネットワークの整備等に関する事業 ㈤　施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備 (1)・(2)　［略］ (3)　学級数の増加等により必要となる幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。）の施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものの施設を除く。）の新増築事業 (4)～(8)　［略］ ㈥　［略］ ３～５　［略］ 二　［略］	㈣　教育環境の質的な向上を図る整備 (1)・(2)　［同上］ ［新設］ (3)　屋外空間を様々な体験活動の場として活用するための屋外教育環境施設の整備に関する事業 (4)　太陽光発電設備の導入などの環境を考慮した学校施設の整備に関する事業 (5)　校内通信ネットワークや情報端末の充電保管庫の整備に関する事業 ㈤　施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備 (1)・(2)　［同上］ (3)　学級数の増加等により必要となる幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。）の施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものの施設を除く。）の新増築事業 (4)～(8)　［同上］ ㈥　［同上］ ３～５　［同上］ 二　［同上］

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○文部科学省厚生労働省告示第三号

高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）の施行に伴い、及び公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）第三条第三項の規定に基づき、公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成二十九年文部科学省厚生労働省告示第五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）第三条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設は、次のとおりとする。 一～二十三　（略） 二十四　高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）に規定する高次脳機能障害者支援センター 二十五　（略）	公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）第三条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設は、次のとおりとする。 一～二十三　（略） （新設） 二十四　（略）